

令和6年第3回定例会会期日程表（案）

会期 9月2日～9月26日（25日間）

月・日	曜日	時間	会議名
9月 2日	月	午前9時30分	本会議（第1日）上程・即決・付託・報告 議会運営委員会 午前9時～
3日	火		休会
4日	水	午前9時30分	本会議（第2日）一般質問
5日	木	午前9時30分	本会議（第3日）一般質問
6日	金	午前9時30分	本会議（第4日）一般質問
7日	土		休会（休日）
8日	日		休会（休日）
9日	月	午前9時30分	本会議（第5日）一般質問
10日	火		休会
11日	水	午前9時30分	総務文教委員会
12日	木	午前9時30分	厚生委員会
13日	金	午前9時30分	環境建設委員会
14日	土		休会（休日）
15日	日		休会（休日）
16日	月		休会（祝日）
17日	火	午前9時30分	予算特別委員会（補正予算）
18日	水		休会
19日	木	午前9時30分	決算特別委員会①
20日	金	午前9時30分	決算特別委員会②
21日	土		休会（休日）
22日	日		休会（休日）
23日	月		休会（祝日）
24日	火	午前9時30分	決算特別委員会③
25日	水		休会
26日	木	午前9時30分	本会議（第6日） 議会運営委員会 午前9時～

令和6年第3回市議会定例会提出議案

議案 番号	件 名	付 託 委員会
4 1	東久留米市教育委員会委員の任命について	
4 2	東久留米市固定資産評価審査委員会委員の選任について	
4 3	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
4 4	6～7. 市立小山小学校西校舎棟増築ほか工事（建築）の請負契約の締結について	
4 5	令和6年度東久留米市一般会計補正予算（第6号）	
4 6	令和6年度東久留米市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
4 7	東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
4 8	東久留米市印鑑条例の一部を改正する条例	
4 9	東久留米市障害者地域生活支援事業の費用負担等に関する条例の一部を改正する条例	
5 0	東久留米市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例	
5 1	東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
5 2	東久留米市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例	
5 3	東久留米市下水道条例の一部を改正する条例	

5 4	市道路線の認定について	
5 5	令和6年度東久留米市一般会計補正予算（第7号）	
5 6	令和6年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
5 7	令和6年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
5 8	令和6年度東久留米市介護保険特別会計補正予算（第2号）	

令和6年第3回市議会定例会提出追加送付議案

議案 番号	件 名	付 託 委員会
59	6～7. 市立小山小学校西校舎棟増築ほか工事（電気）の請負契約の締結について	
60	6～7. 市立小山小学校西校舎棟増築ほか工事（機械）の請負契約の締結について	
61	令和5年度東久留米市一般会計歳入歳出決算の認定について	
62	令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
63	令和5年度東久留米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
64	令和5年度東久留米市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
65	令和5年度東久留米市下水道事業会計決算の認定について	

議案第41号

東久留米市教育委員会委員の任命について

東久留米市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和6年9月2日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市新川町一丁目14番18号

氏 名 はし もと おさむ
橋 本 脩

生年月日 昭和63年1月26日（36歳）

経 歴 平成23年 3月 山口大学教育学部健康科学教育課程卒業
平成23年 4月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社入社
平成30年 3月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社退職
平成30年 4月 学校法人西川学園落合幼稚園入職（園長代理）
現在に至る
令和 5年 5月 保護司 現在に至る

（提案理由）

東久留米市教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

令和6年第3回定例会一般質問届出順序及び内容

受理番号	議員名・会派名 所属委員会	質問題名・質問要旨	答弁希望者	担当部課
1	当麻 一哉 自民クラブ 環境建設委員会	1 市行政について (1) 東久留米市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定について (2) 市内の交通安全について (3) 成年後見制度について (4) 地域産業活性化の取組みについて (5) 東村山都市計画道路3・4・13号線及び3・4・21号線整備について	市長 副市長 担当部長	
2	篠宮 よしのり 自民クラブ 厚生委員会	1 市行政について (1) 近未来型市役所実現ビジョンについて (2) LINEを活用したオンライン市役所の導入について (3) シェアサイクルの実証実験について (4) 企業版ふるさと納税の推進について (5) 地域防災について 2 教育行政について (1) 小中学校の道徳教育について	市長 副市長 教育長 担当部長	
3	沢西 卓哉 自民クラブ 総務文教委員会	1 市行政について (1) 東久留米市GX推進方針について (2) 級地区分について (3) 市税等の収納状況について (4) 東久留米市財政健全経営計画（改定版）実行プランについて ア 健康増進・サポート事業の実施 イ 認定外道路の市道認定化 ウ 道路、下水道等公共インフラの維持管理への民間活力の導入 エ 連絡所のあり方の見直し オ 市民課窓口業務の一部民間委託の推進	市長 副市長 担当部長	
4	野島 武夫 自民クラブ 厚生委員会	1 市行政について (1) 東久留米市定員管理の適正化の考え方について (2) 自治体のAI・RPAの利用促進について (3) 東村山都市計画道路3・4・15の1号線について	市長 副市長 担当部長	
5	島崎 孝 自民クラブ 総務文教委員会	1 市行政について (1) 財政健全経営計画（改定版）実行プランについて (2) 自治体DXについて（財政健全経営計画（改定版）実行プラン DX推進項目から） ア 都伴走型支援による窓口DX イ システム経費の適正化に向けた取組み ウ 情報セキュリティポリシーの改定 エ 学校業務におけるBPRの実施 (3) 基幹公園整備に向けた検討について (4) 感染症予防対策について (5) 介護保険について	市長 副市長 教育長 担当部長	

6	宮川 豊史 久留米ハート ネット 環境建設委員会	1 「努力しなければ報われることはない」 若者の情熱に答えるために私達は今何ができるのか？ 情熱のない竜馬は竜馬ではない！ (1) 改革目標の具体化 (2) 借金残高 (3) 公共施設マネジメント (4) こどもたちにボール遊びができる公園を (5) 竜馬が来る事業 (6) こどもフリーピアノコンサート (7) 道の駅	市長 副市長 担当部長	
7	細谷 祥子 都民ファースト の会 環境建設委員会	1 教育行政について (1) 市のスポーツ振興について 2 市行政について (1) 人にやさしいまちづくりの取組について (2) 公有財産の有効活用と公共施設のマネジメントについて (3) 災害対策について	市長 副市長 教育長 担当部長	
8	鴨志田 芳美 日本共産党 厚生委員会	1 市行政について (1) 失語症者向け支援について (2) 生活保護について (3) 市内公園について 2 教育行政について (1) 特別支援教育について	市長 副市長 教育長 担当部長	
9	北村 龍太 日本共産党 総務文教委員会	1 教育行政について (1) 学校給食調理室の暑さ対策について (2) 図書館行政について 2 市行政について (1) マイナンバーカードの保険証利用について (2) 地域公共交通について (3) 公契約条例について	市長 副市長 教育長 担当部長	
10	永田 雅子 日本共産党 環境建設委員会	1 市行政について (1) 財政健全経営計画（改定版）実行プランについて (2) 防災対策について 2 教育行政について (1) 就学援助について	市長 副市長 教育長 担当部長	
11	村山 順次郎 日本共産党 厚生委員会	1 市行政について (1) 国家賠償法等に基づく求償について (2) 公共施設マネジメントについて (3) 産後ケア事業の充実について (4) 介護保険事業計画について (5) 学童保育所について (6) しんかわ保育園跡地について 2 教育行政について (1) 「学校だより」イラスト使用について	市長 副市長 教育長 担当部長	

1 2	岩崎 さやこ 国民民主党 厚生委員会	1 市行政について (1) 被災地七尾市のボランティアより災害ボランティアセンターの開設と運営について (2) 避難所運営協議会について (3) 災害備蓄の現状と災害時における民間事業者との連携について(特に水、食料) (4) 路上喫煙禁止区域指定の考え方について (5) 地域包括支援センターについて 2 教育行政について (1) 不登校児童・生徒に対する食育について (2) 市内小中学校の校庭のくい等の安全管理の進捗状況について	市長 副市長 教育長 担当部長	
1 3	梶井 琢太 市議会立憲民主 総務文教委員会	1 公共施設マネジメントについて 2 学童保育所の弁当提供について 3 愛のひと声運動について 4 失語症支援について 5 生物多様性について	市長 副市長 教育長 担当部長	
1 4	かやま 玲子 市民自治フォー ラム 総務文教委員会	1 市行政について (1) 障害者の家族への支援について (2) 生活保護について (3) ペットの災害対策について (4) 配慮が必要な方々への投票支援について	市長 副市長 担当部長	
1 5	間宮 美季 市民自治フォー ラム 厚生委員会	1 誰もが安心して暮らせるまちづくりについて (1) 多文化共生社会の推進について (2) 外国につながる児童・生徒の支援について (3) 指定取消処分を受けた障害者グループホームについて (4) 生涯学習センターについて	市長 副市長 教育長 担当部長	
1 6	引間 太一 ニューウェーブ 環境建設委員会	1 市行政について (1) 小中学生への議場見学について (2) 冠水被害状況と対応について (3) 一般住宅外壁の危険性について (4) 鳥のふん害対応について (5) しんかわ保育園跡地について (6) 上の原地区の未整備部分について 2 教育行政について (1) 狭隘な通学路の危険性について	市長 副市長 教育長 担当部長	

17	佐藤 一郎 東久留米維新の会 総務文教委員会	1 市行政について (1) 公共施設マネジメントにおける喫緊の課題について ア 旧下里小学校 イ 本庁舎 ウ 管理課分室 エ 学校施設 (2) 財政健全経営計画(改定版)実行プランについて (3) 地域手当について (4) 基幹公園について	市長 副市長 教育長 担当部長	
18	高橋 和義 公明党 総務文教委員会	1 市行政について (1) 公園について ア 基幹公園について イ トイレと水道の整備について (2) 東久留米市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定について (3) 民間との協定による通学路の防犯カメラについて (4) 本村学童保育所のトイレ環境について (5) 安全な道路環境について 2 教育行政について (1) 不登校児童・生徒の学びの多様化について	市長 副市長 教育長 担当部長	
19	阿部 利恵子 公明党 厚生委員会	1 市行政について (1) 防災・減災対策事業について (2) こども家庭センター事業について ア 産後ケア イ ヤングケアラー支援 (3) 地域包括支援センターについて (4) 学校施設の改修等における課題について	市長 副市長 教育長 担当部長	
20	関根 光浩 公明党 環境建設委員会	1 市行政について (1) 地方自治法改正により創設された「指定地域共同活動団体」について (2) 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」改定について (3) 認知症対策について (4) ひきこもり支援について (5) 東久留米市公式LINEアカウントについて	市長 副市長 担当部長	
21	三浦 猛 公明党 環境建設委員会	1 市行政について (1) 近未来型市役所実現ビジョンについて (2) マイナンバーカード及びマイナ保険証の推進について (3) 障害福祉について ア 小児慢性特定疾病における日常生活用具給付事業について イ 青年・成人期の余暇活動支援について (4) 避難行動要支援者の支援体制づくりについて	市長 副市長 担当部長	

令和6年第3回市議会定例会一般質問答弁概要（教育委員会関係）

※通告による質問に対する答弁のみ（再質問除く）。

	質問議員名（会派名） （上段）質問要旨 ※一部まとめています。	※敬称略
	（下段）答弁要旨	
1	<p>篠宮 よしのり（自民クラブ）</p> <p>（1）道徳の授業が小学校で2018年度、中学校で2019年度から「特別の教科」として再スタートし、6年を経過した。現在の道徳教育の状況について伺う。</p>	
	<p>（答弁）小学1年生は年間34時間、それ以外は年間35時間の授業を行っています。教科書以外を教材に活用できますが、主たる教材として検定教科書を使用しています。</p> <p>学校における道徳教育は、「道徳科」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、「道徳科」では、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を行います。道徳教育における評価は、教師が児童・生徒一人一人の人間的な成長を見守り、自己のよりよい生き方を求めていく努力を評価することが求められており、そのためには、教師と児童の温かな人格的な触れ合いや共感的な理解が基盤となることから、最も関係の近い学級担任が指導することとなっています。</p>	
2	<p>島崎 孝（自民クラブ）</p> <p>（1）市財政健全経営計画（改定版）実行プランの令和6年8月改訂において、「学校業務におけるBPRの実施」があらたに盛り込まれた。学校業務におけるDX推進について、現状どのような点を課題と捉えているか、伺いたい。</p>	
	<p>（答弁）教育委員会においては、学校現場もさることながら、事務局と各学校間における様々な事務手続きを紙で行っているものが、まだまだございまして、これらの紙を用いた事務処理に一定の時間や保管スペースを要しております。</p> <p>そのため、デジタル技術を活用したDXを推進することで、ペーパーレス化を図り、スモールスタートとして段階的に出来るところから取り組んでまいりたいと考えております。その上で、市民や教員等の利便性の向上とともに教育委員会事務局の事務の負担軽減に繋げていきたいと考えています。</p>	
3	<p>細谷 祥子（都民ファーストの会）</p> <p>（1）現在パリ2024パラリンピック競技大会が開催されており、連日熱戦が繰り広げられている。本市からは、一戸彩音（いちのえあやね）選手がボッチャの個人戦と団体戦の代表として出場され、東久留米駅に横断幕が掲げられるなど、市をあげての応援があったと感じる。大会がより盛り上がるよう、様々な取組みを検討する必要があると思うが、同選手について、非常に好成績が期待される中、大会終了後に市として功績を讃える等の予定はあるのか伺いたい。</p> <p>また、「スポーツ健康都市宣言」を表明した本市において、関連する事業として10月より「スポーツ健康ウィーク東久留米」が開催される。様々なイベントが昨年度に引き続き開催される予定であるが、障害者スポーツを気軽に体験できるような場としても期待される。今年度において新しい取組みがあるか。</p>	
	<p>（答弁）現在、市体育協会のご協力の下、東久留米駅に横断幕を設置したほか、広報・ホームページでの周知に加え、8月27日にはTOKY0854くるめらのラジオにて、一戸選手のパラリンピック出場をお知らせする等、様々な形で同選手の応援に繋がる取組みを行っています。</p> <p>大会終了後につきましては、同選手のスケジュールと調整は必要かと思いますが、表敬訪問等、市庁舎にお越しいただくような機会が設けられないか、検討してまいりたいと思います。</p> <p>次に、ご質問の二点目、気軽に障害者スポーツを体験できる機会に関してでございます。今</p>	

	<p>年度、スポーツ健康ウィーク東久留米の期間中に開催されます、ファミリースポーツフェスティバルにおいて、新たにポッチャのコーナーを設けることができました。当日はご家族連れの方等、多くの方のご来場が想定されますので、初めてポッチャを体験できる機会となることが期待されます。</p>
4	<p>鴨志田 芳美（日本共産党）</p> <p>(1) 市内の小・中学校には、特別支援教室が設置されており、通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上または、生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、在籍する学校において別の教室で指導を受けられるようになっている。特別支援教室の制度のしくみについて、伺う</p> <p>(答弁) 特別支援教室導入の目的は、特別な教育的ニーズのある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることです。</p> <p>特別支援教室は、いくつかの学校をグループとして編成し、拠点校を定めた上で、教員がグループ内の学校を巡回して指導しています。例えば、本市では、第六小学校を拠点校とし、第六小学校の特別支援教室の教員が、神宝小学校や第二小学校へも巡回して指導しています。したがって、各校の特別支援教室の指導は、週2日程度となっています。</p> <p>また、全校に特別支援教室専門員が1名配置され、教員と連携して、特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行っています。</p> <p>特別支援教室の利用にあたっては、学年進行や学校生活のサイクルが年度単位であることを踏まえ、原則の指導期間は1年間とされていますが、指導の成果によっては、早期に退室したり、延長したりするケースもあります。</p> <p>特別支援教室の利用にあたっては、学級担任等をはじめとする教職員が、児童・生徒一人一人の行動や様子から生活上又は学習上の困り感に気付く場合、保護者が家庭における児童・生徒の行動や様子の変化から、学校に相談したことをきっかけに気付く場合など、入り口は様々です。学校と保護者は、綿密に児童・生徒の困り感を共有するとともに、特別支援教室の利用については、児童・生徒の意向も踏まえて、入室の意思確認等に係るコミュニケーションを丁寧に図る必要があります。</p> <p>特別支援学級の入退室の決定については、校内で十分に検討したうえで学校の意見を確定し、その後、教育学、医学、心理学等の専門家で構成された判定委員会で判断しています。このため、特別支援教室を利用したいという意思決定がなされてからも、総合的かつ慎重に検討するため、ある一定期間を要することもあります。</p> <p>これらのしくみは、東京都教育委員会のガイドラインに即したものであり、特別支援教室の教員の配置人数も東京都の要綱によって決定します。</p> <p>特別支援教室での指導の成果は、学習能力の向上や集団適応能力の伸長とともに、在籍学級のみでの指導・支援に結び付けることができたかという視点で捉えることも重要であり、特別支援教室と在籍学級の両方が連携して、継続した指導を行っていくことが重要です。そのため、特別支援教室の教育課程は、一人一人の目標設定に合わせ、個々に作成しています。</p>
5	<p>北村 龍太（日本共産党）</p> <p>(1) 近年の記録的な猛暑により、小学校給食の調理室は大変厳しい環境となっている。その対策として、調理室の抜本的な改修は難しいとのことで、食品庫のような区画されたスペースにエアコンを設置し、クールダウンできる場所を確保するなどの対応を図られたとのことであるが、その状況をあらためて伺いたい。</p> <p>(答弁) 本件については、各校の現場職員と調整し、その意向を確認したうえで、8校中6校の食品庫にエアコンを設置したほか、1校はスポットクーラーの増設、もう1校は休憩室のエアコンの更新を行い、いずれも本年7月には完了しております。</p> <p>(2) 図書館指定管理者について、現在の指定管理者への委託期間は令和7年度までとなり、</p>

	<p>指定管理者による運営を継続するのであれば、更新をする時期が近付いている。第2回定例会では、指定管理者からの収支報告書も資料として提出され、それまでの議会での指摘も合わせて議論されたが、人件費中の間接経費について研修費など人員を管理するための経費であり、別途計上されている会社管理費はそれ以外の経費であるとの説明もあったが、当然そこには事業者の利益も含まれると考えられ、本来開示されるべき人件費に、その他の利益となる部分等も計上されていることは不適切であると思うが、来年度の選定に向けて事業者からの収支報告について改善を検討していることはあるか？</p> <p>(答弁) この間の議会からのご指摘を踏まえて、本年第2回市議会定例会で提出させていただいた令和5年度収支報告書については、令和3年度からの項目立てを大きく変えてしまうことで、経年比較がしづらくなることを避けつつ、分かり易い形で人件費の項目を、「常勤職員」、「非常勤職員」、「間接経費」の3つに分類いたしました。</p> <p>担当において、次期選定に際しては、人件費の捉え方、これの表し方、並びに収支計画、報告の項目立てなど、公募の段階から明確に示せるように、行政経営課において活用している外部アドバイザーの助言なども参考としながら準備しております。</p>
6	<p>永田 雅子 (日本共産党)</p> <p>(1) 様々な物価が高騰している状況の中、実質賃金の前年比はマイナスが続いており、市民の生活は大変苦しいものとなっている。</p> <p>就学援助認定者数の推移としては、前年度とおおよそ変わらないと思うが、学校に子どもを通わせている子育て世帯からは、授業で使う様々な副教材にかかる費用負担が重いとの声も伺っている。子育て世帯の負担が軽減されるよう、就学援助の費目に副教材費を加えることができないか、伺う。</p> <p>(答弁) 準要保護者に対する就学援助につきましては、平成17年度より国の補助が廃止されて、現在、各自治体が単独で予算措置をして実施いたしております。本市の厳しい財政事情を考慮いたしますと、単独事業として就学援助制度を拡充することは難しいものと考えております。</p>
7	<p>村山 順次郎 (日本共産党)</p> <p>(1) この度、発生した「学校だより」にイラストを無断使用したことによる損害賠償請求は、重過失があったとして求償されると聞いた。本件事案が生じる前に、教育現場において著作権侵害が生じないように、どのような対応をとってきたのか、研修などの実施状況について伺う。</p> <p>(答弁) 本件は30年以上の教職経験がある管理職が起こしてしまった事案です。前提として、このようなベテラン世代の教員が若手教員のころは、インターネットも普及しておらず、教材等は自作で作成することがほとんどでしたが、その際、市販の著作物をコピーして配布するというような行為は「著作権侵害」にあたるという指導は日常的にされてきました。教員にとって、文書作成における著作権については、身に付けるべき素地とされると認識しています。</p> <p>近年で言えば、令和2年度のコロナによる一斉休校以降、オンライン学習や学校HPの活用時における著作権の扱いについて、重点的に通知や研修が行われてきました。また、時期を同じくして、一人1台端末の使用が普及しつつある昨今、児童・生徒への情報リテラシー教育は必須であり、教員として指導するための教材も豊富になり、指導上の注意事項等を学ぶ機会も増えました。</p> <p>本市における研修として、具体的には、毎年、年度初めにサービス事故防止研修を実施しており、その中で、ソーシャルメディア及びパーソナルコンピュータの適切な利用について取り上げており、「著作権の侵害にあたる発信等を行ってはならない。」と明記されています。</p> <p>また、令和2年には、「オンライン学習における著作権」(とうきょうの情報教育)という事例を挙げて解説する動画の配信を行っています。</p> <p>さらに、令和3年には、「ソーシャルメディアの私的利用にあたっての留意点について」が通知され、著作権侵害となる例として、「イラストなどを権利者の許諾を得ないで複製することや、インターネット上に掲載して誰でもアクセスできる状態にすること」と具体的に明記されてい</p>

	<p>ます。</p> <p>令和4年には、『学びのアップデート』という東京都の研修資料において、著作権に関する教員向け研修動画を公開し、その中で、「著作権Q&A」「学校教育と著作権」「著作者の権利の内容について」等の説明が受けられるようになっていきます。</p> <p>そして、令和5年4月には、「東久留米市教育情報セキュリティポリシー」が周知され、その中の法令遵守についての項目としても「著作権」が明示されています。</p> <p>これらの研修は、指導室から学校への周知を図る際は、まず、管理職に口頭又はメールで伝え、学校ごとに実施しています。</p>
8	<p>岩崎 さやこ（国民民主党）</p> <p>(1) 文部科学省が2023年10月4日に発表した、「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、小・中学校における不登校児童生徒数は29万9048人。前年度から5万4108人(22.1%)も増加し、過去最多となった。これは、10年前と比較すると小学生は3.6倍、中学生は2.1倍増となっている。</p> <p>不登校というと、生活が昼夜逆転、不規則な食事時間、栄養が偏りがち、家族で一緒に食事をするのが難しいなど食生活へも大きな影響があり、子どもたちはもとより、保護者にとっても負担が大きい。</p> <p>まずは、本市の不登校の児童・生徒の現状と、そのような子どもたちが通う場所や居場所について伺う。</p> <p>(答弁) 不登校の定義は、病気や経済的な理由によるものを除いて、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあることで、1年で30日以上欠席したものです。</p> <p>令和5年度の本市の不登校児童は160人で、これは全体の2.8%、生徒は214人で、これは全体の8.2%にあたります。本市では、令和3年度以降、小・中学校ともに増加傾向にあります。一方で、令和4年度から令和5年度にかけては、学校に復帰できる児童・生徒が微増しており、とくに小学校の学校復帰率は40%以上に上昇しました。</p> <p>不登校児童・生徒が日常的に通うことができる場所として、学習適応教室、校内の別教室、民間のフリースクール等がありますが、自宅から出られないケースも見られます。学習適応教室は、令和4年度から小学生の受入れも始め、現在は、小・中学校合わせて約30人の児童・生徒が常時、通室しています。校内の別教室は、支援員を配置したり、教員が交代で支援にあたり、各校が工夫しています。</p> <p>不登校の原因はさまざま、複雑なため、個別の対応が求められます。また、保護者の方も悩み苦しんでいることが多いため、保護者に寄り添うことも欠かせません。</p> <p>そのため、不登校児童・生徒への支援として、オンライン授業などICTの活用や、定期的な家庭訪問や面談などを通して学校とのつながりを絶やさないことに努めています。その他、スクール・ソーシャル・ワーカーによる家庭訪問や、子ども家庭センターとの情報共有を通して支援しています。</p> <p>(2) 昨年、都内の公立小学校校庭で児童が放置されていたクギでけがをした報道を受け、令和5年2定一般質問で、市内小中学校の校庭の安全管理について、本市の対応を伺いましたが、その後の進捗について伺います。</p> <p>(答弁) 教育委員会では、今年度の運動会シーズンを迎えるにあたり、5月に開催した定例校長会において、校庭等における日常の安全点検及び校庭に設置するペグの管理を改めて説明し、校内での周知徹底を図っております。内容の一例を申し述べますと、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス、石、くぎなどの危険物や学校側で把握していないペグについて、目視により点検し、発見した場合には確実に撤去すること。 ・ 常設するペグの本数は必要最小限とし、常設、臨時的に設置するペグを問わず、設置本数及び設置場所を「管理簿」を活用して適切に管理すること。 ・ ペグは、金属部分が地表に突起していないかを確認し、突起している場合には地面に打ち

	<p>込むなど安全な状態にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会などで臨時的に設置したペグは、その用途が終了し次第、確実に撤去すること。 ・新たに購入するペグは、安全性に重点を置いた上部が樹脂製の製品を推奨するとし、トラックなどの線を引く際の目印としても活用できるため、コースロープは、原則撤去すること。などでございます。 <p>なお、校庭に設置するペグの管理については、スポーツ開放で校庭を利用している団体にも同様に周知をしております。</p> <p>校庭の安全点検は、これに依らず学校運営のなかで日常的に行われておりますが、教育委員会としましても、こうした対応を一過性のものとしないう、継続した注意喚起に努めてまいります。</p>
9	<p>間宮 美季（市民自治フォーラム）</p> <p>(1) ここ数年、小・中学校において、外国につながる児童・生徒が増加している。本市の外国につながる児童・生徒の現状や支援について伺う。</p> <p>(答弁) 学校では、外国籍であるか否かにかかわらず、日本語で日常会話が十分にできない児童・生徒や、日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童・生徒に対して、日本の学校生活になじみ、学習内容を理解することができるように個別の支援を行っています。</p> <p>個別の支援として、原則3か月以内に1人1回2時間の日本語指導を20回、合計40時間受けることができるようにしていますが、個々の子どもの実態に応じて、期間に問わず又は、一時中断しても再度、指導が受けられるように柔軟に対応しています。</p> <p>日本語指導を受けた児童・生徒は、令和3年度14人、令和4年度16人、令和5年度は16人です。</p> <p>指導者は、地域のボランティア団体の方々ですが、40時間分の指導については、委嘱状を渡し、教育活動地域協力者費として報酬を支払っています。</p> <p>(2) 「指定管理者制度の活用方針」が令和6年4月に改訂された。これから新たに指定管理者を選定する際は、本活用方針に従って行われるものとする。</p> <p>令和6年度は、市立生涯学習センターの指定管理者選定が行われている。選定を行うに当たって、改訂後の活用方針をどのように活かしたか伺いたい。</p> <p>また、公募要項に添付された「市立生涯学習センター決算見込書」において、令和2～5年度の支出の内訳が示されているが、センターの運営に係る経費のうち、「間接経費」がどの区分に含まれているかわからないため、「間接経費」が計上されている科目について伺いたい</p> <p>(答弁) 現在、令和7年度以降の指定管理者の選定を進めておりますが、「指定管理者制度の活用方針」の改訂を受けまして、公募要項の全体的な文言整理のほか、市と指定管理者の責任分担を予め公募要項に明示し、「事業計画書」・「事業報告書」の公表に関する記載の追加、情報公開への対応等、応募事業者側で予め承知しておいていただきたい事項について、詳細に記載し、公募いたしました。</p> <p>また、ご質問の二点目、収支報告における「間接経費」が含まれる区分についてでございます。配布した資料でございます通り、「間接経費」に当たるものとしては、「本社支援人件費」が「人件費」の区分中に計上されております。なお、これ以外の区分に「間接経費」に当たるものは含まれておりません。</p>
10	<p>引間 太一（ニューウェーブ）</p> <p>(1) 小・中学生が身近な政治である市議会に関心を持ってもらうために、議場の見学をしてもらうことは有効な取組の一つと考える。市では小・中学生から本庁舎の見学を受け入れていると思うが、その際の議場見学についてどのように対応しているのか伺う。</p> <p>(答弁) 本庁舎の議場見学につきましては、小・中学校より庁舎見学の依頼があった際には見学を受け入れてきており、事前に庁舎内のどこを見学されたいのかの希望や日程などを伺い対応しております。</p>

	<p>見学場所の希望の中には議場を見学されたいとの依頼もあることから、議会事務局と調整しながら、管財課職員が引率する形で傍聴席からの議場見学を行ってきております。</p> <p>今後につきましても、小・中学校より庁舎見学の依頼がありましたら、適宜対応してまいります。</p> <p>(2) 通学路の安全対策については、様々な取組をされているものと認識している。その中で、通学路点検について、あらためて概要を伺いたい。</p> <p>(答弁) 通学路点検につきましては、東久留米市通学路交通安全プログラムに基づいて、保護者が抽出した点検要望箇所を中心に、道路管理者、管轄警察署、学校関係者、保護者等が合同で点検を実施しております。点検結果につきましては、教育委員会、管轄警察署、道路管理者との間で情報を共有した上で対策案をまとめ、内容に応じて各所管に対策を講じていただくよう依頼しております。</p>
11	<p>高橋 和義 (公明党)</p> <p>(1) 市財政健全経営計画 (改定版) 実行プランにおいて、「公民連携の推進」を掲げられ、様々な民間事業者と包括的な連携、協定締結されて、民間活力を用いた市民サービスの向上を図られていると承知している。</p> <p>これに関して、通学路の安全対策として、自動販売機を活用したイオンディライト株式会社との協定で、防犯カメラを設置していると伺っている。</p> <p>今般、イオンディライト株式会社との協定が更新されたとのことであるが、その概要について伺いたい。</p> <p>(答弁) 通学路における防犯カメラの設置等にかかるイオンディライト株式会社との協定につきましては、同社による防犯カメラの設置及び保守について引き続き継続することとしました。これに加えて、市が設置した防犯カメラの保守点検、並びに市及び同社が設置した防犯カメラの機器更新を同社が行うこと、これらを協定の内容に追加しました。</p> <p>これにより、通学路防犯カメラの運用が持続的に図られることになるものと考えております。</p> <p>(2) ここ数年、社会全体の不登校児童・生徒に対する認識が変化し、本市においても支援が多岐にわたり、充実してきたと認識しているが、現状の不登校の児童・生徒に対する支援の取組とその成果について伺う。</p> <p>(答弁) 現状の不登校の児童・生徒に対する支援の取組とその成果についてお答えします。</p> <p>不登校対策については、本市の現状を踏まえつつ、東京都の事業をできる限り活用するとともに、不登校を生まない学校づくりに力を入れています。</p> <p>不登校は、本人の心理状態、友人や教員との人間関係、学業不振、家庭環境など複合的な原因により生じています。そのため、本人の状態に応じた指導・支援を行うことのできる多様な学びの場を用意する必要があります。</p> <p>まず、学習適応教室スマイル・ステップは、自学自習を基本としつつ、他者に関り、体験的な活動や協働的な活動を通して、コミュニケーション能力を高めたり、自己肯定感を高めたりしています。現在、学習適応教室には、小・中学生合わせて約30名が常時通室し、自分のペースで学習を進めています。この夏休みにも通室日を自分で決めて、課題に取り組む姿が見られました。また、7月末には、「夏フェスINスマステ」を開催し、学習適応教室に通室する児童・生徒が考えた模擬店やゲームコーナーに在籍校の先生や保護者等を招くイベントを開催しました。訪れた人の中には、学習適応教室から高等学校へ進学した卒業生もおり、母校のように懐かしんでいる姿も見受けられました。</p> <p>次に、令和5年度から開始した校内別室指導があります。現在は、南中学校、第六小学校、第九小学校に固定の指導員が配置されており、通常の学級にいることが難しい児童・生徒が自分のペースで別室を利用しています。他の学校についてもボランティアや教員が交代で対応しながら、工夫して別室指導を展開しています。別室指導では、オンライン授業や個別指導のほか、一時的なクールダウンタイムとしても利用し、担任の先生や在籍学級との架け橋となって</p>

います。

さらに、令和6年度からは、中学校に不登校巡回指導教員を2名配置し、分担して市内6校の中学校の不登校対策について指導・助言したり、生徒や保護者の対応をしたりしています。久留米中学校は、不登校加配という制度で、通常より教員を多く配置しています。

このような取組により、令和5年度から令和6年度にかけて、不登校児童・生徒の出現率は増加しているものの、学校復帰率も増加しており、特に小学校においては、年間30日以上欠席者160名のうち約半数は教室に復帰することができています。中学校では、適応教室を希望する生徒が増加しています。

また、さまざまな選択肢ができたことで、少しでも家から出て他者とかかわる機会が増え、そこから学校と保護者のつながりができたことも効果の一つと考えています。

その他、フリースクール等を利用している場合は、東京都の補助金を受けることができるようになり、その申請によって学校とフリースクールの連携が図られたというケースもあります。

令和6年第3回定例会請願付託表

受 理 番 号	件 名	付託委員会
6 請願第 1 6 号	公立保育園の存続を求める請願	厚生委員会
6 請願第 1 7 号	国に対して「国の責任で、中学校の全学年での35人学級の早期実現を求める意見書の提出」を求める請願	総務文教委員会
6 請願第 1 8 号	東久留米市立中学校の全員給食の実施を求める請願	総務文教委員会
6 請願第 1 9 号	学校給食費の無償化実施を求める請願	総務文教委員会
6 請願第 2 0 号	小学校の給食調理室に関する空調環境の整備を求める請願	総務文教委員会
6 請願第 2 1 号	国に対して、「小中学校の断熱化の早期達成目標を示し、継続的に予算を確保することを求める意見書の提出」を求める請願	総務文教委員会
6 請願第 2 2 号	東久留米市において飼い主とペットが室内で同伴避難できる指定避難所の設置を求める請願	環境建設委員会

教育委員会資料
令和6年9月13日
生涯学習課

東久留米市立生涯学習センター

指定管理者選定結果報告書

令和6年8月

東久留米市指定管理者選定委員会

1 指定管理者選定の概要

東久留米市立生涯学習センターの現指定管理者の指定期間が令和7年3月31日で終了するため、東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度以降の指定管理者の候補者を、公募型プロポーザル方式で選定した。

選定にあたっては、「東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱」第1条の規定に基づき、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」とします。）を設置し、同委員会の審査・評価に基づき優先交渉権者、第2順位者及び第3順位者までを決定した。

【施設名称】

東久留米市立生涯学習センター

【指定管理の候補者】

応募者 3者（共同事業体A、事業者B、共同事業体C）

※A及びCは、ともに事業者2社で構成する共同事業体として応募

【選定の結果】

優先交渉権者 共同事業体C

次点順位者（第2順位者） 共同事業体A

第3順位者 事業者B

【指定の期間】

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

2 指定管理者選定委員会 委員

委員長	荒島 久人	（副市長）
副委員長	長澤 孝仁	（企画経営室長）
委員	奈良 忠寿	（学識経験者 自由学園最高学部教授）
	水越 泰弘	（公認会計士 水越公認会計士・税理士事務所）
	浦山 和人	（総務部長）
	小堀 高広	（教育部長）

3 選定にあたっての考え方

選定委員会では、参加資格審査、第1次審査及び第2次審査の3段階で審査を行うにあたって、「東久留米市立生涯学習センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」とする。）においてあらかじめ定めた「資格要件」「指定管理者の選定基準」などにより選定した。

評価は、各委員が300点満点、全委員合計1800点満点で採点し、第1次審査と第2次審査の合計点が高いものから優先交渉権者、第2順位者、第3順位者とした。

○参加資格審査

参加資格審査では、参加表明書を提出したすべての事業者（以下公募要項の記載と同様、共同事業体を含め「応募者」とする。）について、その参加資格を選定委員会において審査し、応募書類を提出した応募者3者のいずれも参加資格要件をすべて満たすと認めた。

（「公募要項」より 5. 資格要件）

応募者は、下記の要件をすべて満たすものとします。

- ・法人格を持つ事業者または複数の法人等による共同事業体（以下「法人等」という。）であること。なお、共同事業体の場合、代表する法人を定めるとともに、事業体の役割分担やリスク管理を明確に定めること。
- ・地方公共団体の公共施設（本市であるかを問わない）において、指定管理者としての実績があること
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ・東久留米市競争入札参加有資格者指名停止措置基準の規定に基づく資格停止の措置を受けていないこと。
- ・事業者が国税（法人税、消費税等）または地方税（法人事業税、法人住民税等）を滞納していないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項による民事再生手続開始の申立てをするなど経営不振の状態でないこと
- ・地方自治法第92条の2、同法第142条（同法第166条第2項で準用される場合を含む。）及び同法第180条の5に該当していないこと。
- ・選定委員会委員の属する事業者でないこと。
- ・地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある事業者でないこと。
- ・東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年東久留米市訓令乙第2号）による入札参加除外措置を現に受けていないこと。

○第1次審査（満点200点）

応募者の概要及び管理運営上の基本方針、事業計画、収支計画等、提出されたプロポーザルについて、公募要項の「指定管理者の選定基準」の5項目に基づき、書類の審査・評価を行った。

応募者が5者を超えた場合は、最大5者に絞り込みを行う規定であったが、応募者は3者であり、それぞれ一定の要求水準を満たす第1次審査通過者と認めた。

(配点は①～⑤各 満点40点)

- ①公平な使用の確保
- ②市民サービスの向上
- ③経費の節減など効率的な運営
- ④安定的な施設サービスの継続的な提供
- ⑤生涯学習センターの特性を考慮した基準

○第2次審査 (満点100点)

第2次審査は、第1次審査通過者により、選定委員会へのプロポーザルの内容に基づくプレゼンテーションを行った。

(配点は①～④各 満点25点)

- ①動機、理解力、プレゼンテーション能力
- ②一次審査との整合性
- ③熱意と意欲
- ④責任感、誠意、その他

採点の結果、第1次審査と第2次審査の合計点が高い順に

優先交渉権者：	<u>共同事業体C</u>
第2順位者：	<u>共同事業体A</u>
第3順位者：	<u>事業者B</u>

と決定した(採点結果の詳細は「東久留米市立生涯学習センター指定管理者選定 総合集計結果」を参照)。

4 今後について

今回の審査結果(順位)は、指定管理者選定委員会委員長名で担当部長あてに通知する(※本通知)とともに、教育長名等により事業者あてに通知する。

その後、選定過程及び優先交渉権者が作成した事業計画書については、教育委員会、次いで庁議に報告するが、仮協定締結前は、優先交渉権者等の事業者名は伏せる必要がある。

指定管理者の指定には、議会の議決が必要である(地方自治法第244条の2第6項)。議決を受けるにあたっては、交渉権を有する候補者と、管理の基準や業務の範囲等、細部について確定させておく必要があるため、議会へ議案を提出する前に仮協定を締結する。締結後は、指定管理者の候補者に選定された事業者の名称は事

業計画書や選定委員会の実施した採点結果とともに公開されることとなる。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、仮協定の締結に至らない場合は、次点交渉権者と同一内容の協議を行い、協議が成立した場合には、次点交渉権者を指定管理者の候補者として仮協定を締結する。次点交渉権者とも仮協定の締結に至らない場合は、第3順位者と、同様の流れで協議を行い、成立後の仮協定を締結する。

その上で、令和6年東久留米市議会第4回定例会への上程を予定している。

議会の議決を得た上で、市教育委員会と、交渉権を有する候補者は基本協定を締結し、令和7年4月から、協定を結んだ候補者は指定管理者として業務を開始することとなる。

5 指定候補者 選定の経過

月 日	内 容
令和6年 4月24日(水)	◇第1回指定管理者選定委員会の開催 指定管理者の再選定の方法に関する質疑を行った 選定は公募型プロポーザル方式で行うことを決定した
5月15日(水)	指定管理者公募要項等の配布開始、市報・HPに掲載した 審査書類提出締切：6月27日
6月 3日(水)	現地見学会及び説明会の開催 参加事業者数：12事業者
6月17日(月)	参加表明書 及び公募要項に関する質問票の受付締切 表明事業者数：6事業者（内1事業者は後に取り下げ）
6月27日(金)	応募書類提出締め切り 申込数：3者（うち2者は各2事業者による共同事業体）
7月10日(水)	◇第2回指定管理者選定委員会の開催 公募状況に関する説明を行う。 参加資格の審査を行う（3者いずれも資格有り認定） 第1次・第2次審査の採点方法の説明と質疑を行う
7月22日(月)	◇第3回指定管理者選定委員会 ※書面開催 第1次審査の採点集計結果の報告と確認 第2次審査対象者の決定（3者いずれも通過） 第2次審査に関する説明
8月 6日(火)	◇第4回指定管理者選定委員会及び第2次審査 事業者によるプレゼンテーション 第2次審査の採点集計結果の報告、質疑を行う 優先交渉権者、次点交渉権者（第2順位者）及び 第3順位者を決定